①　本件原因債権に係るすべての本件回し手形（本件回し手形の手形書換により振出人から更生担保権者に直接交付された新手形を含む。以下同じ。）のうち、回収未了の本件回し手形の全ての交付と引き換えに上記ア記載の期限において一括弁済する。

②　当該更生担保権者が保有する全ての本件回し手形による本件原因債権の回収を継続した後、全ての本件回し手形の支払呈示期間満了後２週間を経過する日までに、回収未了の本件回し手形の交付と引き換えに一括弁済する。なお、同日までに上記アの期限が到来していない場合は、上記アの期限において弁済を行う。

なお、上記①及び②のいずれの場合においても、本件回し手形により回収した金額を、本件原因債権の額から確定一般更生債権部分、確定更生担保権部分の順序で充当したうえで、本件原因債権のうちの確定更生担保権部分に残額があるときにその残額を一括弁済する。

第２節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法

第１　租税等の請求権

１　届出債権は、以下のとおりである。

届出債権額
120,417円及び額未定

（内訳）

本税等　120,417円

更生手続開始決定日の前日までの延滞金等　０円

更生手続開始決定日から完納に至るまでの延滞金等　額未定

別表９

債権者数　２名

２　権利の変更及び納付方法

更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定があったときは、その決定の日）までの間に生ずる延滞税、利子税又は延滞金、及び、更生計画認可決定日から完納に至るまでの延滞税、利子税又は延滞金の全額につき、更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

別表９記載の債権者に対しては、前記免除後の金額を、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに、一括して納付する。

第３節　一般更生債権の権利の変更と弁済方法

第１　総論

確定した一般更生債権は以下のとおりである。

確定一般更生債権
13,251,624,606円及び額未定

別表10

債権者数　17名

第２　権利の変更及び弁済方法

１　第１回弁済

⑴①　更生手続開始後の利息の請求権並びに更生手続開始後の不履行による損害賠償請求権及び違約金の請求権については更生計画認可決定確定の日の翌日に全額につき免除を受ける。

②　元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額（但し、確定一般更生債権のうち預金等質権の被担保債権となった額を除く）のうち10万円を超える部分については、当該部分の95.8％に相当する額につき更生計画認可決定確定の日の翌日に免除を受ける。

⑵　別表10記載の一般更生債権者に対しては、上記免除後の金額のうち、元本及び更生手続開始決定日前日までの利息・損害金の合計額のうち10万円以下の部分の全額と、10万円を超える部分に対する弁済（4.2％）のうち0.5％に相当する部分について、更生計画認可決定確定後３ヶ月を経過する日までに一括弁済する。

２　第２回弁済

１項⑴による免除後の金額のうち、金10万円を超える部分に対する弁済（4.2％）の残り3.7％に相当する部分については、原則として、更生計画認可決定確定後６ヶ月を経過する日までに弁済する。

但し、更生計画認可決定確定後６ヶ月を経過する日の２週間前までに、更生会社雄大産業株式会社（東京地方裁判所平成21年（ミ）第２号）、更生会社株式会社オネスト（東京地方裁判所平成21年（ミ）第４号）、更生会社株式会社インターリース（東京地方裁判所平成21年（ミ）第５号）、更生会社リバティー株式会社（東京地方裁判所平成21年（ミ）第６号）、更生会社日本レンタル株式会社（東京地方裁判所平成21年（ミ）第８号）及び更生会社株式会社エイト（東京地方裁判所平成21年（ミ）第９号）の各更生手続のいずれかの手続において、更生計画認可決定確定に至っていない場合、一般更生債権に対する第２回弁済は、当該未確定の更生計画が全て認可確定した日の翌日から３ヶ月を経過する日までに行う。

３　本件原因債権たる一般更生債権についての特則

本件原因債権のうち一般更生債権となる債権（以下「本件原因債権一般更生債権」という）については、本件原因債権に係る更生担保権について本章第１節第１、２⑶イの規定により選択されたところに従い、①回収未了の本件回し手形（本件回し手形の手形書換により振出人から更生担保権者に直接交付された新手形を含む。以下同じ。）全ての交付と引き換えに１項及び２項の期限において弁済するか、②本件原因債権一般更生債権の債権者が保有する全ての本件回し手形による本件原因債権の回収を継続した後、全ての本件回し手形の支払呈示期間満了後２週間を経過する日に回収未了の本件回し手形の交付と引き換えに弁済する（なお、同日までに１項及び２項の各期限が到来していない場合は、１項及び２項の各期限において各弁済を行う）。この場合、本件回し手形により回収した金額を、確定した本件原因債権一般更生債権の額から控除し、その残額について上記１項⑴の規定を適用して免除を行うとともに、１項及び２項の各弁済を行う。なお、当該更生債権者が回収未了の本件回し手形を有するときは、当該手形の交付と引き換えに上記金額を弁済する。本件回し手形の回収により本件原因債権のうち一般更生債権への弁済として充当された部分（以下「手形充当額」という。）については上記１⑴②の免除は、手形充当額の範囲で効力を失う。

４　処分連動の場合の特則

別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の更生担保権を有する債権者については、第１回弁済（１項）及び第２回弁済（２項）ともに、①当該債権者の有する当該更生担保権の全ての担保目的物の売却代金全額の受領後２ヶ月を経過する日と②１項２項にそれぞれ定める弁済期日を比較し、①②のいずれか遅い日までに、上記１項から３項までに従って弁済する。この場合、別表10「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から超過弁済額を控除し、不足弁済額を加算した額を「確定一般更生債権額」とみなす。

５　追加弁済

⑴　上記１項から４項までに従い弁済を実施した後、更生会社が保有する流動資産及び固定資産を換価して得た回収金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した後に余剰金がある場合、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

⑵　追加弁済における弁済額は、次のとおり定める。

上記⑴の弁済資金を、別表10「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から上記１項から４項までに基づく弁済額並びに手形充当額及び超過弁済額を控除し、かつ不足弁済額を加算した額で按分して弁済する。